

高知県小中学校長会々則

第 1 条 この会は高知県小中学校長会といい、事務局を吾川郡いの町枝川 2410-7 中部教育事務所 3 階に置く。

第 2 条 この会は高知県内の公立小学校長、中学校長、義務教育学校長、高知市立高知特別支援学校長の職に在る者をもって組織する。

第 3 条 この会は校長として研修を深め、さらに教育に関連する諸方策を推進し、もって本県教育の振興をはかることを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的を達成するため、次のことを行う。

1. 研修並びに調査研究に関すること。
2. 教育諸問題の対策研究に関すること。
3. 会員相互の連絡と協調に関すること。
4. その他本会の目的達成に必要なこと。

第 5 条 この会に小学校長会、中学校長会を置く。その会則は本会則に準じて別に定める。

第 6 条 この会に支部を置く。支部は安芸、香美香南、土長南国、高知、吾川、高岡、幡多の 7 支部とする。

第 7 条 この会に次の役員を置き、任期は 1 か年とする。但し再任を妨げない。

会長 1 名 副会長 5～8 名 監事 2 名 事務局長 1 名
事務局次長 1 名 専門委員 若干名

会長・副会長・監事は総会で選出する。

事務局長および事務局次長ならびに専門委員は、会長が委嘱する。

第 8 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
3. 監事は会計を監査する。
4. 事務局長は事務及び会計を統括し、事務局次長は局長を補佐する。
5. 専門委員は各部の要請に応じてその事業の執行をたすける。

第 9 条 この会に次の機関を置く。

総会・理事会・役員会

第 10 条 総会は最高議決機関で、毎年 1 回会長が招集する。但し、必要な場合は臨時総会を開催することができる。

総会では次のことを決める。

1. 会則に関すること。
2. 活動方針、事業計画に関すること。

3. 予算・決算に関すること。
4. 役員選出に関すること。
5. その他必要なこと。

第11条 理事会は総会につぐ議決機関であり、必要ある場合に会長が招集し、次のことを決める。

1. 総会より委任されたこと。
2. 補正予算に関すること。
3. その他緊急を要すること。
4. 各内規の改廃は役員会の議を経て理事会で決定する。

理事は各支部より2名を選出する。(小学校1名、中学校1名)(内1名は支部長、但し、役員は除く)

第12条 役員会は第7条の役員(但し監事ならびに専門委員を除く)をもって構成し、会務を執行する。

第13条 この会に第4条に関する事業を執行するため、次の各部を置く。但し、必要な場合には、その他の専門部を置くことができる。

調査研究部 対策部 情宣部

1. 調査研究部は、主として第4条1項に関する事業を行う。
2. 対策部は、主として第4条2項に関する事業を行う。
3. 情宣部は、主として第4条3項に関する事業を行う。
4. 各部の部員には、各支部の関係部長をあてる。但し、必要な場合には会長の委嘱により若干名の部員を置くことができる。
5. 専門部の部員は会長が委嘱し、その要請に応じて事業を行う。

第14条 この会に事務局を置く。事務局に関する内規は別に定める。

第15条 この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

会費の年額は40,000円とする。

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この会則は昭和44年5月1日より施行する。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 昭和46年5月20日改正 | 8. 昭和55年5月12日改正 |
| 2. 昭和48年5月7日改正 | 9. 昭和56年5月11日改正 |
| 3. 昭和49年5月13日改正 | 10. 昭和58年5月20日改正 |
| 4. 昭和50年5月19日改正 | 11. 昭和61年5月8日改正 |
| 5. 昭和51年5月10日改正 | 12. 昭和62年5月7日改正 |
| 6. 昭和52年5月9日改正 | 13. 平成2年5月7日一部改正 |
| 7. 昭和54年5月10日改正 | 14. 平成7年5月9日一部改正 |

15. 平成 13 年 5 月 1 日一部改正
16. 平成 14 年 5 月 9 日一部改正（第 7 条、8 条、11 条、12 条、13 条）
17. 平成 19 年 5 月 2 日一部改正（第 6 条）
18. 平成 22 年 5 月 7 日一部改正（第 1 条）
19. 平成 27 年 5 月 8 日一部改正（第 2 条）
20. 平成 29 年 5 月 12 日一部改正（第 2 条）
21. 平成 30 年 5 月 11 日一部改正（第 1 条）

『申し合わせ事項』

- (1) 各支部に 1 名以上の本部役員をおき、小中のバランスと地域性を考慮する。全員に公開できる選出を行う。
- (2) 会長及び 2 名の副会長（会長と異校種の校長会長、会長と同校種の校長で職務を会長補佐に特化した副会長）は、推薦委員会（推薦委員会の委員長及び副委員長については、支部のローテーションとする）が県内全域から推薦する候補者を選定し代議員会及び総会に推薦する。
- (3) 会長は、小学校長会長又は中学校長会長を兼ねる。任期は、原則 1 年とする。但し、再任を妨げない。原則小学校籍と中学校籍それぞれの 1 年交代とし、小学校長会長、中学校長会長を務めた翌年に小中学校長会長になるものとする。
- (4) 副会長の内 1 名は、職務を会長補佐に特化し、会長と同校種の校長から選出する。副会長の任期は、原則 **1 年** とする。但し、再任を妨げない。
- (5) 推薦委員会は、各支部から選出した小学校長 1 名、中学校長 1 名の計 14 名により構成する。
- (6) 事務局長、次長、監事は、東部（安芸、香美香南、土長南国）・高知市・西部（吾川、高岡、幡多）の 3 地区によるローテーションで選出する。
- (7) 会長、小学校長会長、中学校長会長は、副会長や事務局長等の本部役員、理事、支部役員等の経験者から選出することが望ましい。
- (8) 部長、副部長は、小中学校長会の副会長とし、小学校長会又は中学校長会の副会長を兼ねる。
- (9) 事務局次長、副部長は異動により支部が変わっても、次年度に事務局長、部長につくことを原則とする。
- (10) 役員候補選出にあたる選考委員は各支部で代議員の中から小中で各 1 名を選出する。
- (11) 支部の事情により選出が難しい場合は、支部長会で決定する。

令和 3 年 2 月 24 日 理事会にて改正

【役員選考】

(1) 小中会長 小中副会長(小学校籍) 小中副会長(中学校籍)

～小中会長が小学校籍の場合～

小中会長(小学校籍)は、小会長兼務

小中副会長(中学校籍)は、中会長兼務

小中副会長(小学校籍)は、小会長の補佐

小中学校長会推薦委員会が、代議員会選考委員会・総会選考委員会に役員候補者を推薦し、各選考委員会を経て代議員会・総会で承認される。

(2) 事務局長、事務局次長

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
安芸					次長(中)	局長(中)
香美香南		次長(小)	局長(小)			
土長南国						
高知	局長(小)		次長(中)	局長(中)		次長(小)
吾川						
高岡	次長(中)	局長(中)				
幡多				次長(小)	局長(小)	

(3) 監事

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
安芸	監事(小)					
香美香南						監事(中)
土長南国			監事(中)	監事(小)		
高知	監事(中)	監事(小)		監事(中)	監事(小)	
吾川			監事(小)		監事(中)	
高岡						監事(小)
幡多		監事(中)				

(4) 部長・副部長

調研副部長・部長→対策副部長・部長→情宣副部長・部長を小中が交代して選出

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
安 芸	調研部長 (中)	対策副部長 (小)	対策部長 (小)	情宣副部長 (中)	情宣部長 (中)
香美香南	情宣部長 (中)	調研副部長 (中)	調研部長 (中)	対策副部長 (小)	対策部長 (小)
土長南国	調研副部長 (小)	調研部長 (小)	対策副部長 (中)	対策部長 (中)	情宣副部長 (小)
高 知	対策部長 (小)	情宣副部長 (中)	情宣部長 (中)	調研副部長 (中)	調研部長 (中)
吾川高岡	情宣副部長 (小)	情宣部長 (小)	調研副部長 (小)	調研部長 (小)	対策副部長 (中)
幡 多	対策副部長 (中)	対策部長 (中)	情宣副部長 (小)	情宣部長 (小)	調研副部長 (小)

【代議員会 総会役割分担表】

		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
小代議員会	議 長	安 芸	幡 多	高 岡	吾 川	高 知
	書 記	香美香南	安 芸	幡 多	高 岡	吾 川
中代議員会	議 長	土長南国	香美香南	安 芸	幡 多	高 岡
	書 記	高 知	土長南国	香美香南	安 芸	幡 多
総 会	議 長	吾 川	高 知	土長南国	香美香南	安 芸
	書 記	高 岡	吾 川	高 知	土長南国	香美香南
	運営委員	幡 多	高 岡	吾 川	高 知	土長南国

※ 代議員会の議長・書記、総会の議長・書記・運営委員は、担当支部から各 2 名選出

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
小・中代議員会受付	幡 多	高 岡	吾 川	高 知	土長南国	香美香南
小・中代議員会選考委員	各支部より小・中各 1 名選出					
総会選考委員	各支部より 1 名選出					
総会宣言文検討委員	各支部より 1 名選出					
総会受付	各支部より 2 名選出					

※ 小・中別の代議員会受付は、担当支部から小・中各 2 名選出

【役員推薦委員会役割分担表】

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
司会	高 知	吾 川	高 岡	幡 多	安 芸
記録	吾 川	高 岡	幡 多	安 芸	香美香南